

島根県立大学国際関係学部・地域政策学部履修規程

令和3年4月1日
島根県立大学規程第207号

(目的)

第1条 この規程は、島根県立大学学則（以下「学則」という。）第29条第2項の規定に基づき、島根県立大学国際関係学部又は地域政策学部における授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(履修登録)

第2条 学生は、毎学期の始めの指定の期日までに、その学期に履修しようとする授業科目の登録（以下「履修登録」という。）を行わなければならない。

- 2 履修登録は、原則として学内情報ネットワークシステムにより行うものとする。
- 3 第1項に規定する期間を経過した後に、履修を取り止めようとする者は、当該講義開始後別に定める期間を経過するまでに、履修登録取消願（様式第1号の1）を学長に提出しなければならない。ただし、履修取消後の追加履修登録は認めない。
- 4 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があると認められる場合には、履修登録取消願（様式第1号の1）又は履修登録変更願（様式第1号の2）を提出し、学長の承認を得て登録授業科目を変更し、又は取り消すことができる。
- 5 学生は、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、当該学部の定めるところにより履修するものとする。
- 6 他の学部の学生は、授業科目を履修しようとするときは、第1項に規定する手続を行わなければならない。

(履修の制限)

第3条 履修登録を行うにあたっては、一の学年における登録授業科目のその単位数の合計が原則として40単位を超えてはならない。

- 2 次の授業科目は、前項に定める40単位外で履修することができる。

科目群の名称	授業科目名
基礎教養科目群	「海外英語研修」「海外中国語研修」「海外韓国語研修」「海外ロシア語研修」「異文化理解（アメリカ）」「異文化理解（カナダ）」「異文化理解（中国）」「異文化理解（韓国）」「異文化理解（ロシア語圏）」「キャリアプラクティス」
地域政策学部 専門基礎科目群	「フィールド基礎実習A」「フィールド基礎実習B」「地域理解（国内研修）」
-	「卒業研究」

- 3 次の各号に掲げる授業科目は、履修することができない。

- (1) 履修登録をしていない授業科目
- (2) 既に単位を修得した授業科目

(3) 授業時間が重複する授業科目

4 学長は、次に掲げる場合には、履修登録に制限を設けることができる。

(1) 本学の教育目的及び教育課程編成の趣旨を実現するため、特定の学生に対して履修科目を指定することが必要と認められるとき

(2) 特定の選択科目に履修希望者が集中するおそれのあるとき
(試験の時期等)

第4条 学則第30条に規定する試験（以下単に「試験」という。）の時期は、授業科目の開講学期の学期末とする。ただし、授業科目の担当教員が必要と認めたときは、この限りでない。

2 試験は、筆記試験、レポートその他の方法により行うものとする。

(試験の受験資格)

第5条 第2条の規定による履修登録を行っていない学生及び授業科目の出席時間数が全時間数の3分の2に満たない学生は、試験を受けることができない。

(成績の評価)

第6条 学則第31条に規定する秀、優、良、可及び不可の判定基準は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 秀 90点以上

(2) 優 80点以上90点未満

(3) 良 70点以上80点未満

(4) 可 60点以上70点未満

(5) 不可 60点未満

2 第2条第6項により授業科目を履修した他の学部の学生の成績評価は、当該学生が所属する学部の教務係に送付する。

(学修の成果の評価)

第7条 履修登録した各授業科目の成績に対して、グレード・ポイント（以下「G P」という。）を与え、これに基づき履修科目の成績の平均値（以下「G P A」という。）を算出する。

2 G P及びG P Aの算出方法については、別に定める。

(追試験)

第8条 疾病その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかった者は、学長の承認を得て追試験を受けることができる。

2 前項の規定により追試験を受けようとする者は、当該科目の試験終了後1週間以内に医師の診断書等を添付した上で、追試験願（様式第2号）を学長に提出しなければならない。

(再試験)

第9条 試験の結果、不可の評価を得た者に対する再試験は行わない。ただし、やむを得ない事情により再試験の必要が認められる場合は、学長の承認を得て再試験を受けることができる。

2 前項ただし書の規定により再試験を受けようとする者は、指定された期日までに再試験願（様式第3号）を学長に提出しなければならない。

3 再試験の実施について必要な事項は、学部の教授会が別に定める。

（不正行為）

第10条 試験（第8条に規定する追試験及び前条に規定する再試験を含む。）において不正行為を行った者は、当該授業科目の履修が無効となるほか、学則第49条の規定及び島根県立大学における学生の懲戒に関する規程に基づき懲戒される。

2 卒業研究の作成において不正行為を行った者については、前項の規定を準用する。

3 試験監督の指示に違反した場合は、不正行為があったものとみなす。

（成績評価に対する不服申立て）

第11条 履修した科目の成績評価に関し疑義がある者は、その科目を履修した学期の成績発表後、原則として1ヶ月以内に担当教員に対して説明を求めることができる。

2 前項の担当教員の説明に不服がある場合は、成績評価に対する不服申立てを行うことができる。

3 成績評価に対する不服申立ての取り扱いについては、別に定める。

（その他）

第12条 この規程に定めるもののほか、学部の授業科目及び卒業要件の詳細については、各学部の履修細則に定める。

附 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和6年4月1日以前に入学した者に係る履修の制限については、第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

履修登録取消願

年 月 日

島根県立大学長様

学籍番号

氏名

下記の科目の履修登録を取り消していただきますようお願いします。

記

授業科目名	

注1 履修取消することにより、登録科目が1科目もなくなる場合は、取消はできません。

注2 履修取消した科目の代わりに、別の科目を登録することはできません。

注3 必修科目の履修取消はできません。

履修登録変更願

年 月 日

島根県立大学長様

学籍番号

氏名

下記の科目の履修登録を変更していただきますようお願いします。

記

変更前 授業科目名	
変更後 授業科目名	
変更理由	

追 試 験 願

年 月 日

島 根 県 立 大 学 長 様

学籍番号

氏 名

下記の理由により試験を欠席したので、追試験を実施していただきますようお願いいたします。

記

授業科目名	
試験を受けることができなかった理由	

注1 試験を受けることができなかった理由は、具体的に記入すること。

注2 疾病の場合は、医師の診断書を添付すること。

注3 交通機関の突発事故等の場合は、事故証明書等を添付すること。

様式第3号 (第9条関係)

再 試 験 願

年 月 日

島 根 県 立 大 学 長 様

学籍番号

氏 名

下記授業科目について、再試験を実施していただきますようお願いいたします。

記

授業科目名	
-------	--

島根県立大学看護栄養学部履修規程

平成24年4月1日
島根県立大学規程第99号

(目的)

第1条 この規程は、島根県立大学学則（以下「学則」という。）第29条第2項の規定に基づき、授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(履修登録)

第2条 学生は、毎学年度の指定の期日までに、その年度に履修しようとする授業科目の登録（以下「履修登録」という。）を行わなければならない。

2 履修登録は、原則として学内情報ネットワークシステムにより行うものとする。

3 第1項に規定する期間を経過した後に、履修を取り止めようとする者は、当該講義開始後別に定める期間を経過するまでに、履修登録取消願（様式第1号）を学長に提出しなければならない。ただし、履修取消後の追加履修登録は認めない。

4 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があると認められる場合には、学長の承認を得てこれを変更し、又は取り消すことができる。

5 学生は、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、当該学部の定めるところにより履修するものとする。

6 他の学部の学生は、授業科目を履修しようとするときは、第1項に規定する手続を行わなければならない。

7 他の学部の学生の履修登録は、学務課において行う。

(履修の制限)

第3条 履修登録を行うにあたっては、一の学年における登録授業科目の休業期間中の実習科目、休業期間中の集中講義及び卒業研究、学則第41条第1項に掲げる免許状を取得するために卒業要件とは別に履修する授業科目を除くその単位数の合計が原則として45単位を超えてはならない。

2 次の各号に掲げる授業科目は、履修することができない。

(1) 履修登録をしていない授業科目

(2) 既に単位を修得した授業科目

(3) 授業時間が重複する授業科目

3 学長は、次に掲げる場合には、履修登録に制限を設けることができる。

(1) 本学の教育目的及び教育課程編成の趣旨を実現するため、特定の学生に対して履修科目を指定することが必要と認められるとき

(2) 特定の選択科目に履修希望者が集中するおそれのあるとき

(受験資格取得の履修要件)

第4条 学則第41条に掲げる免許状を取得しようとする者は、島根県立大学看護栄養学部教職課程履修規程に定めるところにより、所要の授業科目を履修しなければならない。

2 学則第41条の2に掲げる免許状、資格及び受験資格を取得しようとする者は、別表

に定めるところにより、所要の授業科目を履修しなければならない。

(試験の時期等)

第5条 学則第30条に規定する試験（以下単に「試験」という。）の時期は、授業科目の開講学期の学期末とする。ただし、授業科目の担当教員が必要と認めたときは、この限りでない。

2 試験は、筆記試験、レポート、実技その他の方法により行うものとする。

(試験の受験資格)

第6条 第2条の規定による履修登録を行っていない学生及び授業科目の出席時間数（島根県立大学出雲キャンパス学生通則第15条に規定する公欠として取り扱うものを除く。）が全時間数の3分の2に満たない学生は、試験を受けることができない。

(成績の評価)

第7条 学則第31条に規定する秀、優、良、可及び不可の判定基準は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 秀 90点以上
- (2) 優 80点以上90点未満
- (3) 良 70点以上80点未満
- (4) 可 60点以上70点未満
- (5) 不可 60点未満

2 第10条第1項ただし書に規定する再試験に合格した者の成績は、原則として60点とする。

3 第2条第6項により授業科目を履修した他の学部の学生の成績評価は、当該学生が所属する学部の学務課に送付する。

(学修成果の評価)

第8条 履修登録した各授業科目の成績に対して、グレード・ポイント（以下「G P」という。）を与え、これに基づき履修科目の成績の平均値（以下「G P A」という。）を算出する。

2 G P及びG P Aの算出方法については、別に定める。

(追試験)

第9条 疾病その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかった者は、学長の承認を得て追試験を受けることができる。

2 前項の規定により追試験を受けようとする者は、当該科目の試験終了後1週間以内に医師の診断書等を添付した上で、追試験願（様式第2号）を学長に提出しなければならない。

(再試験)

第10条 試験の結果、不可の評価を得た者に対する再試験は行わない。ただし、やむを得ない事情により再試験の必要が認められる場合は、学長の承認を得て再試験を受けることができる。

2 前項ただし書の規定により再試験を受けようとする者は、指定された期日までに再試験願（様式第3号）を学長に提出しなければならない。

(不正行為)

第11条 試験(第9条に規定する追試験及び前条に規定する再試験を含む。)において不正行為を行った者は、当該授業科目の履修が無効となるほか、学則第49条の規定及び島根県立大学における学生の懲戒に関する規程に基づき懲戒される。

2 卒業研究の作成において不正行為を行った者については、前項の規定を準用する。

3 試験監督の指示に違反した場合は、不正行為があったものとみなす。

(再履修)

第12条 単位を修得できなかった授業科目については、再度履修(以下「再履修」という。)をすることができる。

2 前項の規定により再履修をしようとする者は、第2条第1項の規定に基づく履修登録を行わなければならない。

3 前項の履修登録を完了した科目について、学長は、授業への出席にかえて課題研究等の自己学習を行うことを指示することができる。この場合において、学長の指示に従って自己学習を行った者に対して、学長は、第6条の規定にかかわらず、当該再履修科目にかかる試験の受験を認めることができる。

4 第1項の授業科目については、第3条第2項第3号の規定は適用しない。

(その他)

第13条 この規程の施行に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年4月1日以前に入学した者については、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成28年度以前に入学した者の成績評価については、従前の規程を適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年4月1日以前に入学した者については、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年4月1日以前に入学した者については、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年4月1日以前に入学した者については、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年4月1日以前に入学した者については、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年4月1日以前に入学した者については、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和6年4月1日以前に入学した者については、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、令和7年4月1日以前に入学した者については、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1 (第4条関係)

区分	授業科目	配当 年次	単位数			時間数	授業を行う年次・学期と時間数								履修方法 及び 卒業要件		
			必修	選択	自由		1 春	1 秋	2 春	2 秋	3 春	3 秋	4 春	4 秋			
一般教養	外国語	英語Ⅰ	1・春	1		30	30									「外国語」の 選択科目から 1単位以上を 履修。	
		英語Ⅱ	1・秋	1		30		30									
		英語Ⅲ	2・春		1		30			30							
		英会話Ⅰ	1・春	1			30	30									
		英会話Ⅱ	1・秋	1			30		30								
		韓国語	1・春		1		30	30									
	自然と情報科学	生物学	1・春		2		30	30								「自然と情報 科学」の選択 科目から1単 位以上を履 修。	
		化学	1・春		2		30	30									
		自然科学の基礎	1・春		2		30	30									
		情報リテラシー	1・春	1			30	30									
		情報処理の基礎	1・秋	1			30		30								
		統計学	2・秋	1			30				30						
	社会と生活	現代日本語	1・春		2		30	30								「社会と生 活」の選択科 目から1単 位以上を履 修。	
		社会学	1・春		2		30	30									
		文化人類学	1・秋		2		30		30								
		日本国憲法	2・秋		2		30				30						
		社会福祉論	1・秋		2		30		30								
		倫理学	1・春		2		30	30									
		心理学	1・春	1			30	30									
		発達心理学	2・春		2		30			30							
環境論		1・春		2		30	30										
ジェンダー論		1・秋		2		30		30									
健康と運動Ⅰ		1・春		1		30	30										
健康と運動Ⅱ		1・秋		1		30		30									
健康と音楽		1・春		1		30	30										
ボランティア活動論		1・春		1		30	30										
キャリア育成	1・春	1			15	15											
文化と医療	島根の地域医療	2・春	1			30			30						「文化と医 療」の選択科 目から1単 位以上を履 修。 ※自由科目とは、 その単位を修得し ても卒業に必要な 単位数には算入さ れない科目であ る。		
	国際保健と国際協力	4・春		1		15							15				
	異文化研修Ⅰ(韓国)	1~4春			1	30	30		30		30		30				
	異文化研修Ⅱ(米国)	1~4春			2	60	60		60		60		60				
	異文化研修Ⅲ(台北)	2~4春			1	30			30		30		30				
	異文化研修Ⅳ(台中)	2~4春			1	30			30		30		30				
	異文化研修Ⅴ(ベトナム)	2~4春			1	30			30		30		30				
	多文化共生と地域医療	1~4春			1	30	30		30		30		30				
	ホースセラピー(動物介在療法)とケア	2~4春			1	30			30		30		30				
	隠岐病院研修	1~4春			1	30	30		30		30		30				
	沖縄研修	2~4春			1	30			30		30		30				
	江津の地域医療研修	1~4春			1	30	30		30		30		30				
	石見銀山大森研修	1~4春			1	30	30		30		30		30				
	豊岡芸術研修	1~4春			1	30	30		30		30		30				
	終末期ケア研修	2~4春			1	30			30		30		30				
	口腔・嚥下機能と健康	1・秋		2		30		30									
チーム医療論	4・春	1			30							30					
リスクマネジメント	3・春		1		30					30							
カウンセリング	2・秋	1			30												
一般教養計			12	34	14	1380	705	240	510	90	450	0	465	0			
看護専門基礎	人体の理解	人体構造学	1・春	2		60	60								【履修方法】 『看護専門基 礎』の選択科 目から2単 位以上履修。 (注) 保健師コース の学生は、 「疫学」と 「保健統計 学」を必ず履 修。		
		人体機能学	1・春	2		60	60										
		生命・医療倫理	1・春	1		30	30										
		生化学	1・秋	1		30		30									
	健康と疾病の理解	シミュレーショントレーニング(心肺蘇生)	4・春	1		30								30			
		微生物・免疫学	1・秋	1		30		30									
		病理学	1・秋	1		30		30									
		臨床栄養学	1・秋	1		30		30									
		臨床薬理学	1・秋	1		30		30									
		病態治療学Ⅰ	1・秋	2		60		60									
		病態治療学Ⅱ	2・春	2		60		60									
		病態治療学Ⅲ	2・春	1		30		30									
		病態治療学Ⅳ	2・春	1		30		30									
		臨床心理学	2・秋		2		30			30							
		公衆衛生学	1・秋	2		30		30									
		疫学	4・春		2		30							30			
		保健統計学	3・春		2		30				30						
		保健医療福祉制度	2・秋	2			30			30							
		専門職意識	キャリア形成の基礎	2・春	1		15			15							
キャリア形成の展開	3・春		1		15				15								
キャリア形成の発展	4・春		1		15							15					
看護専門基礎計			24	6	0	705	150	240	135	60	45	0	75	0			

基礎看護	基礎看護学	看護学概論	1・春	2			30	30													
		コミュニケーション論	1・秋	1			30		30												
		ヘルスアセスメント	1・秋	1			30		30												
		看護過程論	2・春	1			30			30											
		生活援助方法論Ⅰ	1・春	1			30	30													
		生活援助方法論Ⅱ	1・秋	2			60		60												
		診療援助方法論	2・春	2			60			60											
		基礎看護統合演習	2・春	1			30			30											
		基礎看護学実習Ⅰ（家庭）	1・秋	1			45		45												
		基礎看護学実習Ⅱ（病院）	2・秋	2			90				90										
基礎看護 計				14	0	0	435	60	165	120	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域・在宅看護	地域・在宅看護学	地域看護学概論	2・春	2			30			30											
		地域・在宅看護学援助論Ⅰ	2・春	1			15			15											
		地域・在宅看護学援助論Ⅱ	2・秋	1			15				15										
		地域・在宅看護学援助技術論	3・春	2			60					60									
		地域・在宅看護学実習	4・春	2			90													90	
地域・在宅看護 計				8	0	0	210	0	0	45	15	60	0	90	0	0	0	0	0		
臨床看護	成人看護学	成人看護学概論	2・春	2			30			30											
		成人看護学援助論Ⅰ（慢性・終末期）	2・秋	2			60				60										
		成人看護学援助論Ⅱ（急性・回復期）	3・春	2			60					60									
		慢性・終末期看護学実習	3・秋	3			135													135	
		急性・回復期看護学実習	3・秋	3			135													135	
	老年看護学	老年看護学概論	2・春	2			30			30											
		老年看護学援助論	2・秋	2			60				60										
		老年看護学実習	3・秋	4			180													180	
	小児看護学	小児看護学概論	2・秋	2			30				30										
		小児看護学援助論	3・春	2			60					60									
		小児看護学実習Ⅰ	3・秋	1			45													45	
		小児看護学実習Ⅱ	4・春	1			45													45	
	看護性	母性看護学概論	2・秋	2			30				30										
		母性看護学援助論	3・春	2			60					60									
		母性看護学実習	3・秋	2			90													90	
	精神看護学	精神看護学概論	2・秋	2			30				30										
		精神看護学援助論	3・春	2			60					60									
		精神看護学実習Ⅰ	3・秋	1			45													45	
		精神看護学実習Ⅱ	4・春	1			45													45	
	臨床看護 計				38	0	0	1230	0	0	60	210	240	630	90	0	0	0	0	0	
看護の統合	統合看護	看護管理論	4・秋	1			30													30	
		看護倫理	2・秋	1			15				15										
		災害看護	4・秋	1			30													30	
		発達障がいと看護	3・春	1			30					30									
		がん看護	4・春	1			15													15	
		家族看護	4・春	1			15													15	
		クリティカルケア論	4・春	1			15													15	
		看護総合実習	4・春	2			90													90	
		看護研究の基礎	3・春	2			30					30									
		看護研究Ⅰ（計画書立案）	4・春	1			30													30	
		看護研究Ⅱ（計画の実践）	4・秋	2			30													30	
		看護の統合 計				10	4	0	330	0	0	0	15	60	0	165	90	0	0	0	
訪問看護コース	在宅訪問看護学	訪問看護展開論Ⅰ	3・春	1			15					15									
		訪問看護展開論Ⅱ	4・春	2			30												30		
		訪問看護展開論実習	4・秋	2			90												90		
訪問看護コース 計				0	5	0	135	0	0	0	0	15	0	30	90	0	0	0			
保健師コース	公衆衛生看護学	公衆衛生看護方法論Ⅰ（地域診断）	3・春	1			15					15									
		公衆衛生看護方法論Ⅱ（個人・家族）	3・春	2			30					30									
		公衆衛生看護方法論Ⅲ（集団・組織・地域）	4・春	2			30												30		
		公衆衛生看護活動論	3・春	2			30					30									
		産業保健論	4・秋	2			30													30	
		学校保健論	4・秋	2			30													30	
		公衆衛生看護技術論	4・春	2			30													30	
		保健医療福祉行政論	3・春	2			30					30									
		公衆衛生看護管理論	4・秋	2			30													30	
		コミュニティ実習	3・春	2			90													90	
公衆衛生看護学実習	4・秋	3			135													135			
公衆衛生看護 計				0	22	0	480	0	0	0	0	195	0	60	225	0	0	0			
卒業要件単位数				106	18	0	看護師国家試験受験資格の取得要件														
保健師国家試験受験資格の取得要件単位数				106	40	0	卒業要件のほか、「履修方法及び卒業要件」欄記載の『保健師国家試験受験資格取得（保健師コース）に係る要件』を満たすこと。														

【卒業要件】
 必修科目70単位を含む72単位以上を履修。
 保健師コースの学生は、必修科目70単位以上を履修。
 ※選択科目の単位は、卒業要件に含まれない。

【履修方法】
 『看護の統合』の選択科目から、2単位を履修。
 （注1）訪問看護コースの学生は、「家族看護」を必ず履修。
 （注2）保健師コースの学生も選択科目の履修可能。

【履修方法】
 訪問看護コースの学生は、『訪問看護コース』のすべての科目を必ず履修。

【履修方法】
 保健師コースの学生は、『保健師コース』のすべての科目を必ず履修。

別表2 (第4条関係)

区分	授業科目	配当年次	単位数			時間数	授業を行う年次・学期と時間数								履修方法及び卒業要件			
			必修	選択	自由		1春	1秋	2春	2秋	3春	3秋	4春	4秋				
一般教養	外国語	英語Ⅰ	1・春	1			30	30										
		英語Ⅱ	1・秋	1			30		30									
		英語Ⅲ	2・春		1		30			30								
		英会話Ⅰ	1・春	1			30	30										
		英会話Ⅱ	1・秋	1			30		30									
		韓国語	1・春		1		30	30										
	自然と情報科学	生物学	1・春		2		30	30										
		化学	1・春		2		30	30										
		自然科学の基礎	1・春		2		30	30										
		情報リテラシー	1・春	1			30	30										
		情報処理の基礎	1・秋		1		30		30									
		統計学	2・秋	1			30				30							
	社会と生活	現代日本語	1・春		2		30	30										
		社会学	1・春		2		30	30										
		文化人類学	1・秋		2		30		30									
		日本国憲法	2・秋		2		30				30							
		倫理学	1・春		2		30	30										
		心理学	1・春		1		30	30										
		発達心理学	2・春		2		30				30							
		環境論	1・春		2		30	30										
		ジェンダー論	1・秋		2		30		30									
		健康と運動Ⅰ	1・春	1			30	30										
	文化と医療	健康と運動Ⅱ	1・秋	1			30		30									
		健康と音楽	1・春		1		30	30										
		ボランティア活動論	1・春		1		30	30										
		キャリア育成	1・春	1			15	15										
		島根の地域医療	2・春	1			30			30								
		国際保健と国際協力	4・春		1		15								15			
		異文化研修Ⅰ(韓国)	1~4春		1		30	30			30				30			
		異文化研修Ⅱ(米国)	1~4春		2		60	60			60				60			
		異文化研修Ⅲ(台北)	2~4春		1		30			30					30			
		異文化研修Ⅳ(台中)	2~4春		1		30			30					30			
		異文化研修Ⅴ(ベトナム)	2~4春		1		30			30					30			
		多文化共生と地域医療	1~4春		1		30	30			30				30			
		ホースセラピー(動物介在療法)とケア	2~4春		1		30			30					30			
		隠岐病院研修	1~4春		1		30	30			30				30			
		沖縄研修	2~4春		1		30			30					30			
	江津の地域医療研修	1~4春		1		30	30			30				30				
	石見銀山大森研修	1~4春		1		30	30			30				30				
	豊岡芸術研修	1~4春		1		30	30			30				30				
	終末期ケア研修	2~4春		1		30			30					30				
	口腔・嚥下機能と健康	1・秋	2			30		30										
	チーム医療論	4・春	1			30										30		
	リスクマネジメント	3・春		1		30								30				
	カウンセリング	2・秋	1			30					30							
一般教養 計				14	30	14	1350	705	210	510	90	450	0	465	0			
導入	専門Ⅰ 医学概論	1・春	2			30	30											
	導入 計		2	0	0	30	30	0	0	0	0	0	0	0	0			
専門基礎	社会と健康・環境	公衆衛生学Ⅰ	2・春	2			30			30								
		公衆衛生学Ⅱ	2・秋	2			30				30							
		公衆衛生学実習	3・春	1			45					45						
	疾病の成り立ち及び	社会福祉論	2・春	2			30			30								
		生化学Ⅰ	1・秋	2			30		30									
		生化学Ⅱ	2・春	2			30			30								
		生化学実験Ⅰ	2・春	1			45				45							
		生化学実験Ⅱ	2・秋	1			45					45						
		人体構造学	1・春	2			30	30										
		人体構造学実習	1・春	1			45	45										
		人体機能学	2・春	2			30				30							
		人体機能学実習	2・秋	1			45					45						
		臨床医学Ⅰ	2・秋	2			30					30						
		臨床医学Ⅱ	3・春	2			30						30					
		臨床薬理学	2・秋		1		15					15						
		微生物学	2・春	1			15					15						
		免疫学	2・春	1			15					15						
	臨床検査学	2・秋		1		15						15						
	食べ物と健康	食品学Ⅰ	1・春	2			30	30										
		食品学Ⅱ	1・秋	2			30		30									
		食品学実験Ⅰ	1・秋	1			45			45								
		食品学実験Ⅱ	2・春	1			45				45							
		食品衛生学	1・秋	2			30		30									
		食品衛生学実験	2・春	1			45				45							
		食品加工学演習	2・秋	1			30					30						
		調理科学	1・春	2			30	30										
		調理学実習Ⅰ	1・春	1			45	45										
調理学実習Ⅱ		1・秋	1			45			45									
食事設計論	1・秋	1			30			30										
専門基礎 計				40	2	0	960	180	210	285	210	75	0	0	0			

【卒業要件】
必修科目14単位を含む32単位以上(自由科目を除く)を履修。

【履修方法】
次の選択科目を履修すること。
・領域「外国語」から1単位以上履修。
・領域「自然と情報科学」から5単位以上履修。
・領域「社会と生活」及び「文化と医療」から12単位以上履修。

(注)
栄養教諭1種免許を取得する場合、[情報処理の基礎]と[日本国憲法]を必ず履修。

【卒業要件】
必修科目2単位を履修。

【卒業要件】
必修科目を含む40単位以上を履修。

【履修方法】
次の科目を履修すること。
・領域「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」から必修科目を含む18単位以上履修。

履修登録取消願

年 月 日

島根県立大学長様

学籍番号

氏名

下記の科目の履修登録を取消していただきますようお願いいたします。

記

授業科目名	
-------	--

注1 履修取消することにより、登録科目が1科目もなくなる場合は、取消はできません。

注2 履修取消した科目の代わりに、別の科目を登録することはできません。

注3 必修科目の履修中止はできません。

追 試 験 願

年 月 日

島 根 県 立 大 学 長 様

学籍番号

氏 名

下記の理由により試験を欠席したので、追試験を実施していただきますようお願いいたします。

記

授業科目名	
試験を受けることができなかった理由	

注1 試験を受けることができなかった理由は、具体的に記入すること。

注2 疾病の場合は、医師の診断書を添付すること。

注3 交通機関の突発事故等の場合は、事故証明書等を添付すること。

様式第3号（第10条関係）

再 試 験 願

年 月 日

島 根 県 立 大 学 長 様

学籍番号

氏 名

下記授業科目について、再試験を実施していただきますようお願いいたします。

記

授業科目名	
再試験の実施を必要とする理由	

(目的)

第1条 この規程は、島根県立大学学則（以下「学則」という。）第29条第2項の規定に基づき、授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(履修登録)

第2条 学生は、毎学期の始めの指定の期日までに、その学期に履修しようとする授業科目の登録（以下「履修登録」という。）を行わなければならない。

- 2 履修登録は、原則として学内情報ネットワークシステムにより行うものとする。
- 3 第1項に規定する期間を経過した後に、履修を変更しようとする者は、当該講義開始後別に定めるところにより、変更手続きを行わなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があると認められる場合には、学長の承認を得て登録授業科目を変更することができる。
- 5 学生は、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、当該学部の定めるところにより履修するものとする。
- 6 他の学部の学生は、授業科目を履修しようとするときは、第1項に規定する手続を行わなければならない。
- 7 他の学部の学生の履修登録は、学務課において行う。

(履修の制限)

第3条 履修登録を行うにあたっては、一の学年における登録授業科目の学外実習科目及び集中講義を除くその単位数の合計が原則として46単位を超えてはならない。ただし、3年次編入学生が1、2年次の配当科目を履修する場合及び所属学科が別に定める条件を満たす場合は、この限りではない。

- 2 次の各号に掲げる授業科目は、履修することができない。
 - (1) 履修登録をしていない授業科目
 - (2) 既に単位を修得した授業科目
 - (3) 授業時間が重複する授業科目
- 3 学長は、次に掲げる場合には、履修登録に制限を設けることができる。
 - (1) 本学の教育目的及び教育課程編成の趣旨を実現するため、特定の学生に対して履修科目を指定することが必要と認められるとき
 - (2) 特定の選択科目に履修希望者が集中するおそれのあるとき

(保育教育学科の履修)

第4条 体系的な履修を達成するため、学生は1年春学期に保育教育学科履修細則の説明を受け、1年秋学期までに4年間の履修計画を提出しなければならない。履修計画は学期ごとに見直すことができる。

- 2 学生は、学則第41条に定める教育職員免許状を取得する場合は、幼稚園教諭一種免許状あるいは小学校教諭一種免許状を基礎資格として、特別支援学校教諭一種免許状を取得することができる。
- 3 学生は、第3条第1項の単位制限の限りにおいて、学則第41条の2に掲げる資格を

取得することができる。

4 第1項の履修細則は、別に定める。

(地域文化学科の履修)

第5条 体系的な履修を達成するため、地域文化学科に2つの履修コースを設ける。各コースにおける人材育成に関する目的その他の教育上の目的は次のとおりとする。

(1) 日本文化コース

日本のことばと文学、歴史と文化を中心とした専門科目の学びにより、確かな言語力と豊かな感性を身につけ、日本や山陰地方の歴史や文化に対する理解を深め、地域社会において人とのつながりを尊重し文化に愛着を持ちながら幅広い分野で活躍できる人材を育成する。

(2) 国際文化コース

英語と異文化を中心とした専門科目の学びにより、実践的で確かな英語力を身につけ、欧米やアジアなど海外諸地域の歴史や文化に対する理解を深め、地域社会においてグローバル化に対応できる広い視野とコミュニケーション力を活かして活躍できる人材を育成する。

2 学生は、2年次にいずれかの履修コースを選択し、登録しなければならない。

3 あわせて、以下の各号に定める免許状を取得する場合は、その履修登録を学務課に提出しなければならない。

(1) 日本文化コース

中学校教諭一種免許状（国語）、高等学校一種免許状（国語）

(2) 国際文化コース

中学校教諭一種免許状（英語）、高等学校教諭一種免許状（英語）

4 2年次春学期までの成績が評価基準に達した者は、前項のほか第3条第1項の単位制限の限りにおいて、第41条の2に掲げる資格の履修登録を提出することができる。

5 前項の成績評価基準については、別に定める。

(免許状等の履修要件)

第6条 学則第41条に掲げる免許状を取得しようとする者は、別表に定めるところにより、所要の授業科目を履修しなければならない。

2 学則第41条の2に掲げる資格を取得しようとする者は、別表に定めるところにより、所要の授業科目を履修しなければならない。

(試験の時期等)

第7条 学則第30条に規定する試験（以下単に「試験」という。）の時期は、授業科目の開講学期の学期末とする。ただし、授業科目の担当教員が必要と認めたときは、この限りでない。

2 試験は、筆記試験、レポートその他の方法により行うものとする。

(試験の受験資格)

第8条 第2条の規定による履修登録を行っていない学生及び授業科目の出席時間数が全時間数の3分の2に満たない学生は、試験を受けることができない。

(成績の評価)

第9条 学則第31条に規定する秀、優、良、可及び不可の判定基準は次の各号に掲げる

とおりとする。

- (1) 秀 90 点以上
- (2) 優 80 点以上
- (3) 良 70 点以上 80 点未満
- (4) 可 60 点以上 70 点未満
- (5) 不可 60 点未満

2 第 12 条第 1 項ただし書きに規定する再試験に合格した者の成績は、原則として 60 点とする。

3 第 2 条第 6 項により授業科目を履修した他の学部の学生の成績評価は、当該学生が所属する学部の学務課に送付する。

(学修成果の評価)

第 10 条 履修登録した各授業科目の成績に対して、グレード・ポイント（以下「GP」という。）を与え、これに基づき履修科目の成績の平均値（以下「GPA」という。）を算出する。

2 GP 及び GPA の算出方法については、別に定める。

(追試験)

第 11 条 疾病その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかつた者は、学長の承認を得て追試験を受けることができる。

2 前項の規定により追試験を受けようとする者は、当該科目の試験終了後 1 週間以内に医師の診断書等を添付した上で、追試験願（様式第 2 号）を学長に提出しなければならない。

(再試験)

第 12 条 試験の結果、不可の評価を得た者に対する再試験は行わない。ただし、やむを得ない事情により再試験の必要が認められる場合は、学長の承認を得て再試験を受けることができる。

2 前項ただし書の規定により再試験を受けようとする者は、指定された期日までに再試験願（様式第 3 号）を学長に提出しなければならない。

(不正行為)

第 13 条 試験（第 11 条に規定する追試験及び前条に規定する再試験を含む。）において不正行為を行った者は、当該授業科目の履修が無効となるほか、学則第 49 条の規定及び島根県立大学における学生の懲戒に関する規程に基づき懲戒される。

2 卒業研究の作成において不正行為を行った者については、前項の規程を準用する。

3 試験監督の指示に違反した場合は、不正行為があったものとみなす。

(再履修)

第 14 条 単位を修得できなかった授業科目については、再度履修（以下「再履修」という。）をすることができる。

2 前項の規定により再履修をしようとするものは、第 2 条第 1 項の規定に基づく履修登録を行わなければならない。

3 前項の履修登録を完了した科目について、学長は、授業への出席にかえて課題研究等の自己学習を行うことを指示することができる。この場合において、学長の指示に従っ

て自己学習を行ったものに対して、学長は、第8条の規定にかかわらず、当該再履修科目にかかる試験の受験を認めることができる。

4 第1項の授業科目については、第3条第2項第3号の規定は適用しない。

(その他)

第15条 この規程の施行に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年4月1日以前に入学した者については、第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、平成31年4月1日以前に入学した者については、第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年4月1日以前に入学した者については、第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年4月1日以前に入学した者については、第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年4月1日以前に入学した者については、第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和6年4月1日以前に入学した者については、第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、令和7年4月1日以前に入学した者については、第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

履修登録変更依頼書

年 月 日

学科・系	
学籍番号	
氏名	
変更科目名	
曜日・限	曜日 限
授業担当教員名	
履修登録内容 (該当に○をする)	1. 登録する 2. 登録を削除する
変更理由	
授業担当教員承認欄 (学生は記入しないこと)	
学務課処理欄 (学生は記入しないこと)	処理年月日 年 月 日 処理担当者 印

※履修登録変更期間は、教務日程を確認すること。

追 試 験 願

年 月 日

島 根 県 立 大 学 長 様

学籍番号

氏 名

下記の理由により試験を欠席したので、追試験を実施していただきますようお願いいたします。

記

授業科目名	
試験を受けることができなかった理由	

注1 試験を受けることができなかった理由は、具体的に記入すること。

注2 疾病の場合は、医師の診断書を添付すること。

注3 交通機関の突発事故等の場合は、事故証明書等を添付すること。

再 試 験 願

年 月 日

島根県立大学長様

学籍番号

氏 名

下記授業科目について、再試験を実施していただきますようお願いいたします。

記

授業科目名	
再試験の実施を必要とする理由	

島根県立大学別科履修規程

平成 27 年 4 月 1 日
島根県立大学規程第 123 号

(目的)

第 1 条 この規程は、島根県立大学別科学則（以下「学則」という。）第 8 条第 2 項の規定に基づき、授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(履修登録)

第 2 条 学生は、毎学期の始めの指定の期日までに、その学期に履修しようとする授業科目の登録（以下「履修登録」という。）を行わなければならない。

2 履修登録は、原則として学内情報ネットワークシステムにより行うものとする。

3 第 1 項に規定する期間を経過した後に、履修を取りやめようとする者は、当該講義開始後別に定める期間を経過するまでに、履修登録取消願（様式第 1 号）を学長に提出しなければならない。ただし、履修取消後の追加履修登録は認めない。

4 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があると認められる場合には、学長の承認を得てこれを変更し、又は取り消すことができる。

(履修の制限)

第 3 条 次の各号に掲げる授業科目は、履修することができない。

(1) 履修登録をしていない授業科目

(2) 既に単位を修得した授業科目

(3) 授業時間が重複する授業科目

2 学長は、次に掲げる場合には、履修登録に制限を設けることができる。

(1) 本学の教育目的及び教育課程編成の趣旨を実現するため、特定の学生に対して履修科目を指定することが必要と認められるとき

(2) 特定の選択科目に履修希望者が集中するおそれのあるとき

(受験資格取得の履修要件)

第 4 条 学則第 14 条に掲げる受験資格を取得しようとする者は、別表に定めるところにより、所要の授業科目を履修しなければならない。

(試験の時期等)

第 5 条 学則第 9 条に規定する試験（以下単に「試験」という。）の時期は、授業科目の開講学期の学期末とする。ただし、授業科目の担当教員が必要と認めたときは、この限りでない。

2 試験は、筆記試験、レポート、実技その他の方法により行うものとする。

(試験の受験資格)

第 6 条 第 2 条の規定による履修登録を行っていない学生及び授業科目の出席時間数（島根県立大学出雲キャンパス学生通則第 15 条に規定する公欠として取り扱うものを除く。）が全時間数の 3 分の 2 に満たない学生は、試験を受けることができない。

(成績の評価)

第 7 条 学則第 15 条において準用する島根県立大学学則（以下「大学学則」という。）第 31 条に規定する秀、優、良、可及び不可の判定基準は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 秀 90 点以上
- (2) 優 80 点以上 90 点未満
- (3) 良 70 点以上 80 点未満
- (4) 可 60 点以上 70 点未満
- (5) 不可 60 点未満

2 第 10 条第 1 項ただし書に規定する再試験に合格した者の成績は、原則として 60 点とする。

(学修成果の評価)

第 8 条 履修登録をした各授業科目の成績に対して、グレード・ポイント（以下「G P」という。）を与え、これに基づき履修科目の成績の平均値（以下「G P A」という。）を算出する。

2 G P 及び G P A の算出方法については、別に定める。

(追試験)

第 9 条 疾病その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかつた者は、学長の承認を得て追試験を受けることができる。

2 前項の規定により追試験を受けようとする者は、当該科目の試験終了後 1 週間以内に医師の診断書等を添付した上で、追試験願（様式第 2 号）を学長に提出しなければならない。

(再試験)

第 10 条 試験の結果、不可の評価を得た者に対する再試験は行わない。ただし、やむを得ない事情により再試験の必要が認められる場合は、学長の承認を得て再試験を受けることができる。

2 前項ただし書の規定により再試験を受けようとする者は、指定された期日までに再試験願（様式第 3 号）を学長に提出しなければならない。

(不正行為)

第 11 条 試験（第 9 条に規定する追試験及び前条に規定する再試験を含む。）において不正行為を行った者は、当該授業科目の履修が無効となるほか、学則第 15 条において準用する大学学則第 49 条の規定及び島根県立大学における学生の懲戒に関する規程に基づき懲戒される。

2 試験監督の指示に違反した場合は、不正行為があったものとみなす。

(再履修)

第 12 条 単位を修得できなかった授業科目については、再度履修（以下「再履修」という。）をすることができる。

2 前項の規定により再履修をしようとする者は、第 2 条第 1 項の規定に基づく履修登録を行わなければならない。

3 前項の履修登録を完了した科目について、学長は、授業への出席にかえて課題研究等の自己学習を行うことを指示することができる。この場合において、学長の指示に従って自己学習を行った者に対して、学長は、第 6 条の規定にかかわらず、当該再履修科目にかかる試験の受験を認めることができる。

4 第 1 項の授業科目については、第 3 条第 1 項第 3 号の規定は適用しない。

(その他)

第 13 条 この規程の施行に関し必要な事項は、別科委員会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度以前に入学した者の成績評価については、従前の規程を適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

		単位表		時間数	授業を行う学期（時間数）		履修方法及び 修了要件
		必修	選択		春学期	秋学期	
助産基礎領域	基礎助産学	1		15	15		
	生殖生命倫理学	1		15	15		
	母子の心理・社会学	1		15	15		
	母子栄養	1		15	15		
	女性の健康	1		15	15		
助産実践領域	助産診断技術学Ⅰ（妊婦）	1		30	30		
	助産診断技術学Ⅱ（産婦）	1		30	30		
	助産診断技術学Ⅲ（母子）	1		30	30		
	総合助産診断技術学	3		30	30		
	妊娠期におけるME診断	1		15	15		
	新生児・乳幼児の成長と発達	1		15	15		
	周産期学Ⅰ（妊娠期の異常）	1		15	15		
	周産期学Ⅱ（分娩・産褥期の異常）	1		15	15		
	周産期救急	1		15	15		
	島根の母子保健	2		15	15		
	助産業務管理学	2		15	15		
	助産学実習	11		45		45	
地域母子保健実習	1		45		45		
総合助産学領域	助産学研究	1		30	30		【履修方法】 選択顔目から 1単位以上を 履修。
	情報処理演習		1	15	15		
	母子の健康と代替療法		1	15		15	
合 計		33	2	450			
修了要件単位数		33	1				

履修登録取消願

年 月 日

島根県立大学長様

学籍番号

氏名

下記の科目の履修登録を取消していただきますようお願いします。

記

授業科目名	

注1 履修取消することにより、登録科目が1科目もなくなる場合は、取消はできません。

注2 履修取消した科目の代わりに、別の科目を登録することはできません。

注3 必修科目の履修中止はできません。

様式第2号（第9条関係）

追 試 験 願

年 月 日

島根県立大学長 様

学籍番号

氏 名

下記の理由により試験を欠席したので、追試験を実施していただきますようお願いいたします。

記

授業科目名	
試験を受けることができなかった理由	

注1 試験を受けることができなかった理由は、具体的に記入すること。

注2 疾病の場合は、医師の診断書を添付すること。

注3 交通機関の突発事故等の場合は、事故証明書等を添付すること。

様式第3号（第10条関係）

再 試 験 願

年 月 日

島根県立大学長 様

学籍番号

氏 名

下記授業科目について、再試験を実施していただきますようお願いいたします。

記

授業科目名	
再試験の実施を必要とする理由	

島根県立大学看護栄養学部教職課程履修規程

平成 30 年 4 月 1 日
島根県立大学規程第 153 号

(目的)

第 1 条 この規程は、島根県立大学看護栄養学部における教職課程の履修方法等に関し島根県立大学看護栄養学部履修規程（以下「履修規程」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(履修科目及び単位数)

第 2 条 島根県立大学学則第 41 条に定める免許状を取得しようとする者は、下記の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 学則第 37 条に定める卒業の要件を満たしていること。
- (2) 別表 1 に掲げる授業科目のすべての科目の単位を修得していること。
- (3) 別表 2 に掲げる授業科目のすべての科目の単位を修得していること。
- (4) 別表 3 に掲げる授業科目のすべての科目の単位を修得していること。

(教職課程受講登録)

第 3 条 教職課程を履修しようとする者は、別に定める期日までに、教職課程履修登録届（様式第 1 号）を学長に提出しなければならない。

2 教職課程の履修を取り止めようとする者は、教職課程履修取消届（様式第 2 号）を学長に提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 30 年 4 月 1 日以前に入学した者については、第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 4 年 4 月 1 日以前に入学した者については、第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 5 年 4 月 1 日以前に入学した者については、第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（第2条関係）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
日本国憲法(2)	日本国憲法	2		
体育(2)	健康と運動 I 健康と運動 II	1 1		
外国語コミュニケーション(2)	英会話 I 英会話 II	1 1		
情報機器の操作(2)	情報リテラシー 情報処理の基礎	1 1		

(注) 「教育職員免許法施行規則に定める科目区分」の欄中の () 内の数字は必要な単位数

別表2 栄養に係る教育に関する科目（第2条関係）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分 (4)	本学における授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 幼児、児童及び生徒栄養に係る課題に関する事項 食生活に関する歴史的及び文化的事項	学校栄養教育論 I	2	
	食に関する指導の方法に関する事項	学校栄養教育論 II	2	

(注) 「教育職員免許法施行規則に定める科目区分」の欄中の () 内の数字は必要な単位数

別表3 教育の基礎的理解に関する科目等（第2条関係）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目(8)	教職論	2		
	教育原理	2		
	教育心理学	2		
	教育社会学	2		
	特別支援教育論	1		
	教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目(6)	道徳の理論と指導法	2		
	特別活動の指導法	1		
	総合的な学習(探究)の時間の指導法	1		
	教育方法学	2		
	生徒指導の理論と方法	2		
	教育相談	2		
教育実践に関する科目(4)	栄養教育実習事前事後指導	1		
	栄養教育実習	1		
	教職実践演習(栄養教諭)	2		

(注) 「教育職員免許法施行規則に定める科目区分」の欄中の()内の数字は必要な単位数

教職課程履修登録届

年 月 日

島根県立大学長 様

学 科 名

学籍番号

氏 名

私は、下記のとおり教職課程を履修したいので、島根県立大学看護栄養学部教職課程履修規程第3条の定めにより届け出ます。

記

履修を希望する免許の名称
栄養教諭一種免許状

教職課程履修取消届

年 月 日

島根県立大学長 様

学 科 名

学籍番号

氏 名

私は、下記のとおり教職課程の履修を取り消したいので、島根県立大学看護栄養学部
教職課程履修規程第3条の定めにより届け出ます。

記

取り消しをする教職課程及び 免許の名称	栄養教諭一種免許状
理 由	

島根県立大学人間文化学部教職課程履修規程

平成 30 年 4 月 1 日
島根県立大学規程第 155 号

(目的)

第 1 条 この規程は、島根県立大学人間文化学部における教職課程の履修方法等に関し島根県立大学人間文化学部履修規程（以下「履修規程」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(履修科目及び単位数)

第 2 条 島根県立大学学則第 41 条に定める免許状を取得しようとする者は、下記の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 学則第 37 条に定める卒業の要件を満たしていること。
- (2) 別表 1 に掲げる授業科目から、取得する免許状の種類に応じて 8 単位以上（必修科目についてはすべての単位）を修得していること。
- (3) 別表 2 および 3 に掲げる授業科目から、以下の取得する免許状の種類に応じて所定の単位を修得していること。このうち、大学が独自に設定する科目の単位数は、「教科（領域）及び教科（保育内容）の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」又は「教育実践に関する科目」の単位数の余剰単位数をあてることができる。余剰単位数とは、修得単位数から教育職員免許法施行規則に定める最低修得単位数を引いたものとする。

免許状の種類	教育職員免許法施行規則に定める科目区分 ()内の数字は免許状取得に必要な最低修得単位数	単位数	
		必修 (選択必修)	選択
幼稚園教諭免許状	領域及び保育内容の指導法に関する科目(16)	1 8	※
	教育の基礎的理解に関する科目(10)	1 3	※
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(4)	5	—
	教育実践に関する科目(7)	7	—
	大学が独自に設定する科目(14)	8	※
小学校教諭免許状	教科及び教科の指導法に関する科目(30)	3 6	△
	教育の基礎的理解に関する科目(10)	1 3	△
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(10)	1 1	—
	教育実践に関する科目(7)	7	—
	大学が独自に設定する科目(2)	—	△
中学校教諭免許状 (国語)	教科及び教科の指導法に関する科目(28)	3 4	—
	教育の基礎的理解に関する科目(10)	1 1	—
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(10)	1 1	—
	教育実践に関する科目(7)	7	—
	大学が独自に設定する科目(4)	—	—
中学校教諭免許状 (英語)	教科及び教科の指導法に関する科目(28)	3 6	—
	教育の基礎的理解に関する科目(10)	1 1	—
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(10)	1 1	—
	教育実践に関する科目(7)	7	—

	大学が独自に設定する科目(4)	—	—
高等学校教諭免許状(国語)	教科及び教科の指導法に関する科目(24)	3 4	—
	教育の基礎的理解に関する科目(10)	1 1	—
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(8)	9	—
	教育実践に関する科目(5)	6	—
	大学が独自に設定する科目(12)	—	—
高等学校教諭免許状(英語)	教科及び教科の指導法に関する科目(24)	4 0	—
	教育の基礎的理解に関する科目(10)	1 1	—
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(8)	9	—
	教育実践に関する科目(5)	6	—
	大学が独自に設定する科目(12)	—	—
特別支援学校教諭免許状	特別支援教育の基礎理論に関する科目(2)	2	—
	特別支援教育領域に関する科目(16)	1 6	—
	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目(5)	8	—
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習(3)	3	—

(注1) ※の区分から2単位を修得する

(注2) △の区分から3単位を修得する

(教職課程受講登録)

第3条 教職課程を履修しようとする者は、別に定めるところにより、教職課程の履修を申請しなければならない。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年4月1日以前に入学した者については、第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年4月1日以前に入学した者については、第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年4月1日以前に入学した者については、第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年4月1日以前に入学した者については、第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、令和7年4月1日以前に入学した者につ

いては、第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（第2条関係）

(1) 幼稚園教諭、小学校教諭、特別支援学校教諭（8単位を修得する）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
日本国憲法(2)	日本国憲法	2		
体育(2)	健康スポーツ概論	1		
	健康スポーツⅠ	1		
外国語コミュニケーション(2)	英語Ⅰ	1		
	英語Ⅱ	1		
情報機器の操作(2)	情報機器の操作Ⅰ	1		
	情報機器の操作Ⅱ	1		

(注) 「教育職員免許法施行規則に定める科目区分」の欄中の（）内の数字は、免許状取得に必要な最低修得単位数

(2) 中学校教諭（国語・英語）、高等学校教諭（国語・英語）（8単位を修得する）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
日本国憲法(2)	日本国憲法	2		
体育(2)	健康スポーツ概論	1		「健康スポーツⅠ～Ⅲ」より1単位以上選択必修
	健康スポーツⅠ		1	
	健康スポーツⅡ		1	
	健康スポーツⅢ		1	
外国語コミュニケーション(2)	総合英語A（入門）		1	「総合英語A～D」より2単位以上選択必修
	総合英語B（リスニング）		1	
	総合英語C（リーディング）		1	
	総合英語D（英会話）		1	
情報機器の操作(2)	コンピュータ・リテラシーⅡ	2		

(注) 「教育職員免許法施行規則に定める科目区分」の欄中の（）内の数字は、免許状取得に必要な最低修得単位数

別表2 教科及び教職に関する科目（第2条関係）

(1) 幼稚園教諭

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
領域及び保育内容の指導法に関する科目 (16)	幼児と健康	1		
	幼児と人間関係	1		
	幼児と環境	1		
	幼児と言葉	1		
	幼児と造形表現Ⅰ	1		
	幼児と造形表現Ⅱ		1	
	幼児と音楽表現Ⅰ	1		
	幼児と音楽表現Ⅱ		1	
	言葉研究（読み聞かせ実践）	2		
	保育内容・健康の指導法	1		
	保育内容・人間関係の指導法	1		
	保育内容・環境の指導法	1		
	保育内容・言葉の指導法	1		
	保育内容・造形表現の指導法Ⅰ	1		
	保育内容・造形表現の指導法Ⅱ		1	
	保育内容・音楽表現の指導法Ⅰ	1		
	保育内容・音楽表現の指導法Ⅱ		1	
	保育内容総論Ⅰ	2		
	保育内容総論Ⅱ	1		
保育の計画と評価	1			
教育の基礎的理解に関する科目（10）	教育原理	2		
	教職論	2		
	現代の社会と教育	2		
	最新教育課題		1	
	学校教育と文化・社会		2	
	教育心理学	2		
	発達心理学	2		
	特別支援教育とインクルーシブ教育論	1		
	教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (4)	教育方法論	2		
	幼児理解の理論と方法	1		
	教育相談の基礎と方法	2		
教育実践に関する科目（7）	教育実習Ⅰ（幼稚園）指導	1		
	教育実習Ⅰ（幼稚園）	4		
	教職実践演習	2		

大学が独自に設定する科目（14）	表現研究（児童文化）Ⅰ	2	1	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は、教育職員免許法施行規則に定める最低修得単位を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」もしくは「教育実践に関する科目」から併せて6単位以上を修得する
	表現研究（児童文化）Ⅱ	2		
	音楽基礎Ⅰ（ピアノ）	1		
	音楽基礎Ⅱ（ピアノ）	1		
	ピアノ応用Ⅰ	1		
	ピアノ応用Ⅱ	1		
	救命救急法・応急手当法			

（注1）「教育職員免許法施行規則に定める科目区分」の欄中の（ ）内の数字は、免許状取得に必要な最低修得単位数

（注2）教育職員免許状取得のための必修科目を除く7科目から2単位を修得する

(2) 小学校教諭

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	授業科目の名称	単位数		備 考
		必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目 (30)	国語（書写を含む）	2		
	小学国語		2	
	社会	2		
	算数	2		
	小学算数		2	
	理科	2		
	小学理科		2	
	生活	2		
	音楽	1		
	小学音楽		1	
	図画工作	1		
	小学図画工作		1	
	家庭	2		
	体育	1		
	小学英語	1		
	初等国語科教育法（書写を含む）	2		
	初等国語科授業研究		2	
	初等社会科教育法	2		
	初等算数科教育法	2		
	初等算数科授業研究		2	
	初等理科教育法	2		
	初等理科授業研究		2	
	初等生活科教育法	2		
	初等音楽科教育法	2		
	初等図画工作科教育法	2		
	初等家庭科教育法	2		
	初等体育科教育法	2		
初等体育科授業研究		2		
初等外国語（英語）教育法	2			
教育の基礎的理解に関する科目（10）	教育原理	2		
	教職論	2		
	現代の社会と教育	2		
	最新教育課題		1	
	学校教育と文化・社会		2	
	教育心理学	2		
	発達心理学	2		
	特別支援教育とインクルーシブ教育論	1		
教育課程論	2			

道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (10)	道徳の理論と指導法	2		
	特別活動の指導法	1		
	総合的な学習の時間の指導法	1		
	I C T活用の理論と方法	1		
	教育方法論	2		
	生徒・進路指導の理論と方法	2		
	教育相談の基礎と方法	2		
教育実践に関する科目 (7)	教育実習Ⅱ A (小学校) 指導		1	これらの4科目からAかBのいずれかを選択した上で、実習指導と実習を合わせて5単位を修得する
	教育実習Ⅱ A (小学校)		4	
	教育実習Ⅱ B (小学校) 指導		1	
	教育実習Ⅱ B (小学校)		4	
	教職実践演習	2		
大学が独自に設定する科目 (2)	音楽基礎Ⅰ (ピアノ)		1	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は、教育職員免許法施行規則に定める最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」もしくは「教育実践に関する科目」から併せて2単位以上修得する
	音楽基礎Ⅱ (ピアノ)		1	
	ピアノ応用Ⅰ		1	
	ピアノ応用Ⅱ		1	
	救命救急法・応急手当法		1	

(注1) 「教育職員免許法施行規則に定める科目区分」の欄中の()内の数字は、免許状取得に必要な最低修得単位数

(注2) 本表に示す教育職員免許状取得のための必修科目を除く16科目から3単位を修得する

(3) 中学校教諭 (国語)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目 (28)	日本語概論	2		「日本語史」「日本語文法論」「対照文法」「地域とことば」の4科目から2単位を修得 「日本語学演習A・B」の2科目から2単位を修得 「評論」「児童文学」「近代文学」の3科目から4単位を修得 「古典文学(中古)」「古典文学(中世)」の2科目から2単位を修得 「古典文学演習A・B」の2科目から2単位を修得 「近代文学演習A・B」の2科目から2単位を修得
	日本語学概論	2		
	対照文法		2	
	日本語文法論		2	
	日本語史		2	
	地域とことば		2	
	日本語学演習A		2	
	日本語学演習B		2	
	古文書を読む		2	
	日本文学概論A	2		
	日本文学概論B	2		
	評論		2	
	児童文学		2	
	近代文学		2	
	古典文学(中古)		2	
	古典文学(中世)		2	
	古典文学演習A		2	
	古典文学演習B		2	
	近代文学演習A		2	
	近代文学演習B		2	
	神話と伝説		2	
	しまね文学探訪		2	
	文学		2	
	中国古典I	2		
	中国古典II		2	
	書道I	1		
書道II	1			
国語科教育法I	2			
国語科教育法II	2			
国語科教育法III	2			
国語科教育法IV	2			
教育の基礎的理解に関する科目(10)	教職論	2		
	教育原理	2		
	教育社会学	2		
	教育心理学	2		
	特別支援教育論	1		
	教育課程論	2		

道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (10)	道徳の理論と指導法	2		
	特別活動の指導法	1		
	総合的な学習(探究)の時間の指導法	1		
	教育方法学	2		
	I C T活用の理論と方法	1		
	生徒・進路指導の理論と方法	2		
	教育相談	2		
教育実践に関する科目 (7)	学校現場体験活動 I	1	1	「教育実習(3年次)事前事後指導」 「教育実習(4年次)事前事後指導」の 2科目から1単位を修得
	学校現場体験活動 II		1	
	教育実習(3年次)事前事後指導		1	
	教育実習(3年次) I	2		「教育実習(3年次) I」「教育実習(4年次) I」の2科目から2単位を修得
	教育実習(3年次) II	1		
	教育実習(4年次)事前事後指導	1		
	教育実習(4年次) I	2		「教育実習(3年次) II」「教育実習(4年次) II」の2科目から1単位を修得
教育実習(4年次) II	1			
教職実践演習(中・高)	2			
大学が独自に設定する科目 (4)				教育職員免許法施行規則に定める最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」もしくは「教育実践に関する科目」から併せて4単位以上修得する

(注) 「教育職員免許法施行規則に定める科目区分」の欄中の()内の数字は、免許状取得に必要な最低修得単位数

(5) 高等学校教諭 (国語)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	授業科目の名称	単位数		備 考
		必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目 (24)	日本語概論	2		「日本語史」「日本語文法論」「対照文法」「地域とことば」の4科目から6単位を修得 「日本語学演習A・B」の2科目から2単位を修得 「古典文学演習A・B」の2科目から2単位を修得 「近代文学演習A・B」の2科目から2単位を修得
	日本語学概論	2		
	対照文法		2	
	日本語文法論		2	
	日本語史		2	
	地域とことば		2	
	日本語学演習A		2	
	日本語学演習B		2	
	古文書を読む		2	
	日本文学概論A	2		
	日本文学概論B	2		
	評論	2		
	児童文学		2	
	近代文学	2		
	古典文学(中古)	2		
	古典文学(中世)	2		
	古典文学演習A		2	
	古典文学演習B		2	
	近代文学演習A		2	
	近代文学演習B		2	
	神話と伝説		2	
	しまね文学探訪		2	
	文学		2	
	中国古典I	2		
中国古典II		2		
国語科教育法I	2			
国語科教育法II		2		
国語科教育法III		2		
国語科教育法IV	2			
教育の基礎的理解に関する科目(10)	教職論	2		
	教育原理	2		
	教育社会学	2		
	教育心理学	2		
	特別支援教育論	1		
	教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (8)	特別活動の指導法	1		
	総合的な学習(探究)の時間の指導法	1		
	教育方法学	2		
	I C T活用の理論と方法	1		
	生徒・進路指導の理論と方法	2		
	教育相談	2		

教育実践に関する科目（5）	学校現場体験活動Ⅰ 学校現場体験活動Ⅱ 教育実習(3年次)事前事後指導 教育実習(3年次)Ⅰ 教育実習(4年次)事前事後指導 教育実習(4年次)Ⅰ 教職実践演習（中・高）	1	1	「教育実習(3年次)事前事後指導」 「教育実習(4年次)事前事後指導」の 2科目から1単位を修得 「教育実習(3年次)Ⅰ」「教育実習(4年次)Ⅰ」の2科目から2単位を修得
大学が独自に設定する科目（12）				教育職員免許法施行規則に定める最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」もしくは「教育実践に関する科目」から併せて12単位以上修得する

(注) 「教育職員免許法施行規則に定める科目区分」の欄中の（ ）内の数字は、免許状取得に必要な最低修得単位数

(6) 高等学校教諭 (英語)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	授業科目の名称	単位数		備 考
		必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目 (24)	英語概論	2		「英語学演習 A・B」の 2 科目から 2 単位を修得 「総合英語 A～D」の 4 科目のうち、66 条の 6「外国語コミュニケーション」として選択した科目以外の科目 「アメリカ文化論」「イギリス文化論」の 2 科目から 2 単位を修得
	英語音声学	2		
	英語学概論 A	2		
	英語学概論 B	2		
	英文法	2		
	英語学演習 A		2	
	英語学演習 B		2	
	イギリス文学概論	2		
	アメリカ文学概論	2		
	イギリス文学		2	
	アメリカ文学		2	
	英語コミュニケーション演習 A	2		
	英語コミュニケーション演習 B	2		
	パラグラフ・ライティング	2		
	エッセイ・ライティング	2		
	英語プレゼンテーション演習	2		
	メディア英語	2		
	アメリカ語学研修計画		1	
	アメリカ語学研修		2	
	総合英語 A (入門)		1	
	総合英語 B (リスニング)		1	
	総合英語 C (リーディング)		1	
	総合英語 D (英会話)		1	
	異文化コミュニケーション論	2		
	アメリカ文化論		2	
	イギリス文化論		2	
英語科教育法 I	2			
英語科教育法 II	2			
英語科教育法 III	2			
英語科教育法 IV	2			
教育の基礎的理解に関する科目 (10)	教職論	2		
	教育原理	2		
	教育社会学	2		
	教育心理学	2		
	特別支援教育論	1		
	教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (8)	特別活動の指導法	1		
	総合的な学習(探究)の時間の指導法	1		
	教育方法学	2		
	I C T 活用の理論と方法	1		
	生徒・進路指導の理論と方法	2		
教育相談	2			

教育実践に関する科目（５）	学校現場体験活動Ⅰ 学校現場体験活動Ⅱ 教育実習(3年次)事前事後指導 教育実習(3年次)Ⅰ 教育実習(4年次)事前事後指導 教育実習(4年次)Ⅰ 教職実践演習（中・高）	1 2	1 1 2 1 2	「教育実習(3年次)事前事後指導」 「教育実習(4年次)事前事後指導」の 2科目から1単位を修得 「教育実習(3年次)Ⅰ」「教育実習(4年次)Ⅰ」の2科目から2単位を修得
大学が独自に設定する科目（１２）				教育職員免許法施行規則に定める最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」もしくは「教育実践に関する科目」から併せて12単位以上修得する

(注) 「教育職員免許法施行規則に定める科目区分」の欄中の（ ）内の数字は、免許状取得に必要な最低修得単位数

別表3 特別支援教育に関する科目（第2条関係）

(1) 特別支援学校教諭

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
特別支援教育の基礎理論に関する科目（2）	障害児発達教育論	2		
特別支援教育領域に関する科目（16）	知的障害児の心理	2		
	知的障害児の生理・病理	2		
	肢体不自由児の心理・生理・病理	2		
	病弱児の心理・生理・病理	2		
	知的障害児指導論	2		
	肢体不自由児指導論	2		
	病弱児指導論	2		
	知的障害児教育演習	2		
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目（5）	重複・LD・ADHD等の心理・生理・病理	2		
	視覚障害児教育総論	2		
	聴覚障害児教育総論	2		
	発達障害児教育総論	2		
	特別支援教育アセスメント		1	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習（3）	特別支援学校教育実習A指導		1	これらの4科目からAかBのいずれかを選択した上で、実習指導と実習を合わせて3単位を修得する
	特別支援学校教育実習A		2	
	特別支援学校教育実習B指導		1	
	特別支援学校教育実習B		2	

(注) 「教育職員免許法施行規則に定める科目区分」の欄中の（ ）内の数字は、免許状取得に必要な最低修得単位数

島根県立大学人間文化学部司書養成課程履修規程

平成 30 年 4 月 1 日
島根県立大学規程第 157 号

(目的)

第 1 条 この規程は、島根県立大学人間文化学部における司書養成課程（以下「司書課程」という。）の履修方法等に関し、島根県立大学人間文化学部履修規程に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(履修科目及び単位数)

第 2 条 島根県立大学学則第 41 条の 2 に定める司書資格を取得しようとする者は、下記の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 学則第 37 条に定める卒業の要件を満たしていること。
- (2) 別表に掲げる授業科目から所定の単位を修得していること。

(司書課程受講登録)

第 3 条 司書課程を履修しようとする者は、別に定めるところにより、司書課程の履修を申請しなければならない。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 7 年 4 月 1 日以前に入学した者については、第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 図書館法施行規則第1条における科目（第2条関係）

科目区分	本学における授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
生涯学習概論(2)	生涯学習概論	2		
図書館概論(2)	市民社会と図書館	2		
図書館制度・経営論(2)	図書館制度・経営論	2		
図書館情報技術論(2)	情報技術基礎論	2		
図書館サービス概論(2)	図書館サービス概論	2		
情報サービス論(2)	情報サービス論	2		
児童サービス論(2)	読書と豊かな人間性	2		
情報サービス演習(2)	情報サービス演習	1		
	情報検索	1		
図書館情報資源概論(2)	情報資源概論	2		
情報資源組織論(2)	情報資源組織論	2		
情報資源組織演習(2)	情報資源組織演習Ⅰ	1		
	情報資源組織演習Ⅱ	1		
図書館基礎特論(1)	図書館情報学概論	2		
図書館サービス特論(1)	しまね図書館学	2		
図書館総合演習(1)	読み聞かせの実践		2	
図書館実習(1)	図書館実習		2	

(注)「科目区分」の欄中の()内の数字は必要な単位数

島根県立大学人間文化学部学校図書館司書教諭課程履修規程

平成 30 年 4 月 1 日
島根県立大学規程第 158 号

(目的)

第 1 条 この規程は、島根県立大学人間文化学部における学校図書館司書教諭課程（以下「司書教諭課程」という。）の履修方法等に関し島根県立大学人間文化学部履修規程に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(履修科目及び単位数)

第 2 条 島根県立大学学則第 41 条の 2 に定める学校図書館司書教諭資格を取得しようとする者は、下記の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 学則第 37 条に定める卒業の要件を満たしていること。
- (2) 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教育職員免許状の取得に関する授業科目を修得していること。
- (3) 別表に掲げる授業科目のすべて科目の単位を修得していること。

(司書教諭課程受講登録)

第 3 条 司書教諭課程を履修しようとする者は、別に定めるところにより、司書教諭課程の履修を申請しなければならない。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 学校図書館司書教諭講習規程における科目（第2条関係）

科目区分	本学における授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
学校経営と学校図書館(2)	学校図書館論	2		
学校図書館メディアの構成(2)	学校図書館メディアの構成	2		
学習指導と学校図書館(2)	学習指導と学校図書館	2		
読書と豊かな人間性(2)	読書と豊かな人間性	2		
情報メディアの活用(2)	情報メディアの活用	2		

(注)「科目区分」の欄中の()内の数字は必要な単位数

島根県立大学人間文化学部学校司書課程履修規程

令和4年4月1日
島根県立大学規程第222号

(目的)

第1条 この規程は、島根県立大学人間文化学部における学校司書課程(以下「学校司書課程」という。)の履修方法等に関し、島根県立大学人間文化学部履修規程に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(履修科目及び単位数)

第2条 島根県立大学学則第41条の2に定める学校司書資格を取得しようとする者は、下記の要件をすべて満たさなければならない。

- (1)学則第37条に定める卒業の要件を満たしていること。
- (2)別表に掲げる授業科目のすべて科目の単位を修得していること。

(学校司書課程受講登録)

第3条 学校司書課程を履修しようとする者は、別に定めるところにより、学校司書課程の履修を申請しなければならない。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、令和7年4月1日以前に入学した者については、第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 学校司書課程科目（第2条関係）

「学校司書モデルカリキュラム」における文部科学省提示科目		本学における開講科目	必修	選択	備考
学校司書の運営・管理・サービスに関する科目	学校図書館概論	学校図書館論	2		
	図書館情報技術論	情報技術基礎論	2		
	図書館情報資源概論	情報資源概論	2		
	情報資源組織論	情報資源組織論	2		
	情報資源組織演習	情報資源組織演習Ⅰ	1		
	情報資源組織演習	情報資源組織演習Ⅱ	1		
	学校図書館サービス論	地域の学びと探究的学習	2		
	学校図書館情報サービス論	情報サービス論	2		
	学校図書館情報サービス論	情報検索	1		
	学校図書館情報サービス論	情報サービス演習	1		
育支援に関する科目	学校教育概論	学校教育概論	2		
	学習指導と学校図書館	学習指導と学校図書館	2		
	読書と豊かな人間性	読書と豊かな人間性	2		